

低炭素地域づくり面的対策推進事業

(担当：(1) 総合環境政策局環境計画課 (2) 環境影響審査室)

23年度予算額(案) 3.0億円

目的・意義

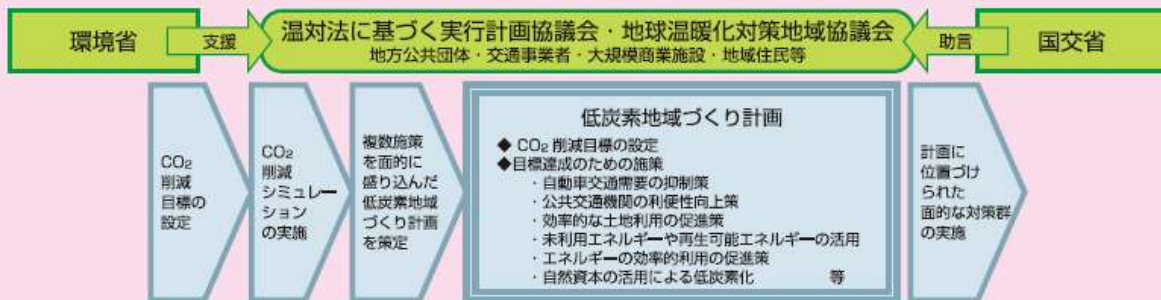
低炭素社会への転換に向けて、中長期の温室効果ガス的大幅削減を実現するため、都市構造そのものを低炭素型へ転換し環境負荷の小さい地域づくりを実現する取組を進めます。また、全国各地の都市部で行われている都市再開発の機会をとらえ、積極的なCO₂削減対策とその効果の評価等を通じて都市再開発を低炭素型に誘導します。

事業内容

(1) 低炭素地域づくり面的対策推進事業 (1億円)

平成20年6月に改正された地球温暖化対策推進法において、地域の自然的社会的条件に応じた地方公共団体での計画策定が義務づけられました。

このため、多様な主体(地方公共団体、大規模事業所・集客施設、学校、商店街、交通事業者、NPO等)が参画する地球温暖化対策地域協議会等において、当該地域の事業を勘案しつつ、集約型都市構造の構築に向け、自動車交通需要を抑制するための施策、事業所・集客施設と交通事業者の連携による公共交通の利用の促進策、自然資本や未利用エネルギー及び再生可能エネルギーの活用等の面的な対策群の実施について、CO₂排出量削減シミュレーション等を行いながら協議し、中長期的なCO₂削減目標を掲げた実効的な低炭素地域づくり計画を策定することを支援します。



(2) サステイナブル都市再開発促進モデル事業 (2億円)

積極的なCO₂排出削減やCO₂削減効果の評価、対策に係る情報発信等の先進的な取組を行う都市再開発事業を公募・選定し、選定された事業者に対し、これらの取組に関する調査・予測・評価や住民・自治体・学識者等を含む検討会等の開催、取組の住民への周知などに係る費用等について支援を行います。

対象(公募により選定)：

- ・ 都市再開発事業を行う民間事業者等
- ・ 積極的なCO₂削減を図るモデル的な取組

内容(公募で選定した事業について、委託により実施)：

- ・ 温暖化対策に係る事業設計に対する調査・予測・評価
- ・ 温室効果ガスに係るミティゲーションを含む環境保全措置についての検討
- ・ 温暖化対策の取組を住民に周知するための措置等の費用 等

委託内容

1. 対象者：民間団体
2. 対象事業：(1) 低炭素地域づくりのための計画策定(平成22年度採択地域の継続分のみ)
(2) 積極的なCO₂排出削減やCO₂削減効果の評価、対策に係る積極的な情報発信などの先進的な取組を行おうとする都市再開発事業
3. 負担割合：(1) 国からの委託事業
(2) 国からの委託事業